○経済産業省

二二四　電気事業法第五十七条の二第一項に規定する登録調査機関を登録する件　一　一六
二二五　中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件　一　一六
二二六　ルーティング機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等を定めた件　一　139　一九
二二七　スイッチング機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等を定めた件　一　139　二一
二二八　電気事業法第五十条の二第三項、第五十二条第三項及び第五十五条第四項の登録の更新をした件　七　一〇
二二九　外国為替及び外国貿易法第十六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件　七　一〇
二三〇　外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引の一部を改正する件　七　一一
二三一　外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等の一部を改正する件　七　一一
二三二　計量法第十六条第一項第二号ロの指定をした届出製造事業者を指定した件　八　一六
二三三　〃　九　六
二三四　個人情報の保護に関する法律第三十七条第一項の規定に基づき、認定個人情報保護団体を認定した件　一〇　三
二三五　計量法第十六条第一項第二号ロの指定をした届出製造事業者を指定した件　一四　七
二三六　割賦販売法第三十条の二の二の規定に基づき経済産業大臣が定める割合を定める件　一四　七
二三七　中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件　一五　六
二三八　計量法第百三十四条第一項の規定に基づき特定標準器を指定した件　一六　六
二三九　計量法第百三十四条第三項の規定に基づき特定標準器の指定を取り消した件　一六　六
二四〇　計量法第百三十五条第一項の規定に基づき指定校正機関を指定した件　一六　六
二四一　計量法第百三十五条第二項の規定に基づく特定標準器による校正等を行う者等の告示　一六　六
二四二　計量法第百三十五条第二項の規定に基づき平成十九年経済産業省告示第二百十二号の一部を改正する件　一六　七
二四三　計量法第百三十五条第二項の規定に基づき平成二十年経済産業省告示第五号の一部を改正する件　一六　七
二四四　日本工業規格への適合性の認証に関する省令第二条第一項第一号から第四号まで及び第二項第二号から第五号まで、第十条第一項並びに第十一条第一項第一号及び第三号の規定に基づき、鉱工業品又はその加工技術、製造設備又は加工設備、検査設備、検査方法、事項、製品試験、品質管理体制の審査、鉱工業品及び数を定める告示の一部を改正する件　二一　四
二四五　中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件　二一　四
二四六　中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録簿の変更をした件　二一　四
二四七　中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項の規定に基づき登録の消除をした件　二一　四
二四八　輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件　二二　四
二四九　経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合の件の一部を改正する件　二三　四
二五〇　輸出貿易管理令第四条第一項第二号のホ及びへの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を定める件の一部を改正する件　二三　五
二五一　計量法第百条において準用する同法第六十六条の規定によって指定製造事業者の指定の効力が失効した届出製造事業者の件　二三　五
二五二　エネルギーの使用の合理化に関する法律第四十四条の規定に基づき、登録調査機関の事業所の変更の届出があった件　二四　九
二五三　中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件　二八　三
二五四―二五六　火薬類取締法施行規則第一条の四第七号の規定に基づき火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定した件　二八　四
二五七　租税特別措置法施行令第二十二条の八第二十項第一号イ(4)及びロ(4)並びに第三十九条の五第二十一項第一号イ(4)及びロ(4)の規定に基づく経済産業大臣が財務大臣と協議して定める基準　三一　161　一七

○経済産業省、国土交通省、環境省

二五五　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第二十条第一項の規定に基づく登録特定原動機検査機関の登録の更新に関する件　一四　七